

## 西和賀町ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1 この要領は、西和賀町広告取扱要綱（平成29年西和賀町告示第52号。以下「広告要綱」という。）第15条第2項の規定に基づき、西和賀町（以下「町」という。）が管理するホームページのトップページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、町ホームページへの広告掲載の選定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

2 広告主は、広告掲載の申込者から委任を受けた広告代理店等を含むものとする。

(広告の名称及び内容)

第3 広告の名称及び内容については、「バナー広告」とする。

(広告の規格及び数量等)

第4 広告の規格及び数量等については、次のとおりとする。

大きさ	縦60ピクセル、横180ピクセル
形式	G I F（アニメーションは不可）、J P E G
データ容量	4キロバイト以下
広告の掲載位置	西和賀町ホームページ ( <a href="http://www.town.nishiwaga.lg.jp/">http://www.town.nishiwaga.lg.jp/</a> ) トップページ（町が別に指定する場所）
広告の枠数	8枠

(広告の掲載期間)

第5 広告を掲載する期間は、原則として3か月単位とする。ただし、それ以外の月数（1か月未満は認めない。）の広告掲載の申込みがあった場合は、その期間を掲載期間とすることができる。なお、広告の掲載期間終了後、更新することを妨げないものとする。

2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が次の各号に掲げる日に当たる場合の取扱いは、町長が別に定めるものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日

(3) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日までの日（前項に掲げる日を除く。）

(広告の範囲及び基準等)

第6 広告を町ホームページに掲載することができる者、広告の内容及びリンク先ホームページの内容の範囲及び基準等については、広告要綱及び西和賀町広告取扱基

準（平成29年西和賀町告示第53号。以下「広告基準」という。）の規定を準用する。

（広告の禁止表現及び制限事項）

第7 広告の禁止表現及び制限事項は、次に定めるところによる。

（1） 広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

ア 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの  
（例）「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

イ 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

ウ 実際には機能しないもの

（例）入力できるかのように見えるテキストボックス、下に選択肢があるかのように見えるプルダウンメニュー等

エ 閲覧者が町に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

（例）「職員採用情報」「災害情報」等の表現、西和賀町章の使用等

オ その他広告の表現として適当でないと町が認めるもの

（2） 広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると町長が認める場合とし、制限事項に該当する場合は、その広告の掲載を認めないものとする。

（広告掲載料）

第8 広告の掲載料は、町長が別に定めるものとする。

2 広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を、原則として町が指定する日までに、町が発行する納入通知書により一括前納するものとする。

（広告掲載の募集）

第9 広告は、原則として町ホームページにより公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

（広告掲載の申込み）

第10 広告掲載を希望する者は、西和賀町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により、町が指定する日までに、町に広告の掲載を申し込むものとする。

（広告掲載の選定）

第11 町は、第10の規定による申込みがあった場合は、第6及び第7に規定する要件の審査並びに広告要綱第8第2項の規定により定める次に掲げる選定順位により、掲載広告を選定する。この場合、同順位のものがあるときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定するものとする。ただし、この基準によっても優先順位が付けられない場合は、抽選により決定するものとする。

（1） 町内に事業所等を有するもの

（2） その他のもの

2 町長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、西和賀町ホームページ広告掲載（不掲載）通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。

(契約書の作成)

第12 町長は、第11第2項の規定により広告掲載の決定をしたときは、契約書を作成し、広告主と取り交わすものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第13 広告主は、第6及び第7の規定に基づき広告原稿を作成し、町が指定する日までに、町が指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 町は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第6又は第7に定める要件に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載の方法)

第14 町は、第13の規定により広告主から提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日の前日の正午から午後5時までの間に掲載するものとする。

2 町は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の正午から午後5時までの間に取り除くものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第15 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により町に申し出なければならない。

(広告の変更)

第16 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、町にあらかじめ協議するものとし、第13の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正については、第13第3項の規定を準用する。

(リンク先の変更)

第17 広告主は、広告のリンク先を変更するとき、変更しようとする日から起算して10日前までに町に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第18 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第19 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と広告主双方が誠

意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第20 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、町長が別に定める。